

# 広島県立沼南高等学校同窓会会則

## 第1章 目的及び名称

第1条 本会は、会員相互の親睦・修養を図り、併せて母校並びに郷土の発展に貢献することを目的とする。

第2条 本会は、広島県立沼南高等学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

## 第2章 組織及び事業

第3条 本会の会員は、次の三種とする。

- (1) 正会員 本校卒業生（郡立高等実業補習学校卒業生、山南千年熊野学校組合立沼南実業学校卒業生、広島県立沼南実業学校卒業生を含む。）とする。
- (2) 準会員 本校に1年以上在学した者の内、希望者は役員会の承認を得て準会員として入会することができる。
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者を役員会の決議を経て会長が推薦する。

第4条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長（1名）総会において選任する。
- 2 副会長（4名）総会において選任する。
- 3 幹事（若干名）総会において選任し、代表幹事を置く。
- 4 会計監査（2名）総会において選任する。

第5条 本会に次の委員を置き、同窓会事務局とする。

- 1 庶務委員（若干名）
- 2 会計委員（2名）

第6条 本会の役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、本会役員・委員に欠員が生じた場合は、役員会において後任を選任する。

第7条 本会に、顧問及び客員を置く。

- (1) 顧問は、本会において、特別功労があったと認められ者を役員会において推薦する。
- (2) 客員は役員会において、在籍する現職員の中から推薦する。

第8条 顧問・客員・賛助会員は役員から要請があれば、役員会に出席して意見を述べることができる。

- 第9条 役員並びに各委員の職務及び権限は、次の通りとする。
- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は職務を代行する。
  - 3 幹事は、会長の指示を受け会務を分掌する。
  - 4 会計監査は、会計事務処理の監査を行う。
  - 5 庶務委員は、総会・役員会の会合事務、渉外事項等の事務一般の処理を行う。
  - 6 会計委員は、予算決算・会費徴収等の会計事務を行う。

### 第3章 総会及び役員会

- 第10条 総会及び役員会の開催は次の通りとする。
- 1 総会は、原則2年に1回開催する。ただし、多数の役員の出席を得た役員会をもって代えることができる。
  - 2 役員会は、必要に応じて随時開催する。
- 第11条 次に事項については、総会で報告し、審議する。
- 1 事業報告
  - 2 予算の決算と監査報告
- 第12条 役員会は、予算の決定、決算の承認、その他重要な事項を決議する。
- 第13条 総会及び役員会においては、出席会員の過半数以上をもって決議し、可否同数の場合は議長が決定する。

### 第4章 会計

- 第14条 会計決算年は4月に始まり、翌々年の3月末までとする。
- 第15条 正会員と準会員は、入会時に入会金500円及び永年会費2,000円を納入する。

### 第5章 補則

- 第16条 本会則に既定のない事項は、役員会の決議による。
- 第17条 本会則は、2019年（令和元年）5月12日より施行する。